

第12回農業委員会定例会(議事録)

1	日 時	令和3年12月27日(月)	午前10時00分 午前11時15分
2	場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3	出席農業委員	1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員 6 赤坂委員, 7 土居委員	
	欠席農業委員		
	推進委員	大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 西原推進委員, 沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居推進委員, 須賀推進委員, 西野推進委員, 大木推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員, 佐伯推進委員	
4	説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池	
5	審議案件	<p>議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第59号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について</p> <p>議案第60号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第61号 農用地利用配分計画原案の協議について</p> <p>議案第62号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について</p> <p>議案第63号 非農地証明申請について</p> <p>議案第64号 農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの作成について</p> <p>報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第18号 農地法第4条の届出について</p>	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和3年第12回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、5番渡橋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、吉名町字大平方4626番、4638番の計2筆、地目は田が1筆、畑が1筆の計2筆、面積は計230㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はマコモダケを作付けする予定です。</p> <p>当該農地は、吉名地区の下限面積1,000㎡を下回るものではありませんが、令和3年11月定例総会の議案第55号において、空き家に付随する農地として「下限面積の別段面積の特例区域指定」を受けているものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。</p>
大木 推進委員	<p>申請地は、吉名地域交流センターから南に約750m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番と2番は関連があるため一括して審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、東野町字下垣内1710番1の1筆、地目は田、面積は計882㎡です。</p> <p>2番の申請地は、東野町字下垣内1716番1の1筆、地目は田、面積は計93㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。</p>

岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から北東に約 1100m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 2 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、吉名町字毛木沖 5254 番 84 の 1 筆、地目は畑、 面積は計 2,588 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、地上権を設定するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で 第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名小学校から北東に約 1350m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 2 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、竹原町字多井一ノ割 2787 番 2 の 1 筆、地目は田、 面積は 1,312 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で 第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西小学校から南西に約 750m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。

議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第3，議案第59号「農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の3ページ，参考資料の5～6ページをご覧ください。</p> <p>申請地は，竹原町字上新開 3600 番（仮換地 32 街区 3 画地）の1筆，地目は田，面積は 1,639 m²（換地後の面積 1,230.05 m²）です。</p> <p>分譲住宅用地の用途で利用することに伴い，所有権を移転する許可を令和3年8月30日付け指令竹農委第5-3-31号にて受けたものです。</p> <p>工事期限を令和3年12月30日から令和4年12月末までに延期するものです。</p> <p>区画整理区域内にある用途が定められた区域にある農地であり，第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。続きまして，日程第4，議案第60号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ，参考資料の7ページをご覧ください。</p> <p>本議案は，「農用地利用集積計画の決定について」となっております。</p> <p>今回利用権設定の申出があった案件の面積は 525 m²，対象人員は，貸し手が1人，借り手が1団体です。</p> <p>内容につきましては，参考資料7ページのとおりとなっております。</p> <p>本議案が可決の場合，令和3年12月28日付けで，公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって，議案第60号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第5，議案第61号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の5ページ, 参考資料の8ページをご覧ください。</p> <p>本議案は, 令和3年12月17日付けで, 竹原市長から農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>今回配分計画の協議があった案件の面積は計525㎡, 対象人員は, 貸し手が1団体, 借り手が1団体です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑, 意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので, 異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって, 異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に日程第6, 議案第62号「下限面積の別段面積の特例区域指定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の6ページ, 参考資料の9~10ページをご覧ください。</p> <p>本議案は, 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項の規定より, 竹原市農業委員会が定める下限面積の別段面積の特例区域の指定について審議を求めるものです。</p> <p>申請地は, 下野町字多中郷1600番1, 1612番1の計2筆, 面積は計776㎡です。</p> <p>隣接する家屋については, 令和3年12月1日に空き家バンクの登録指定を受けています。</p> <p>空き家を活用した定住促進と遊休農地の解消及び有効利用を図るため, 下限面積の別段面積を1aとする特例区域に指定するものです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑, 意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので, 原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって, 原案のとおり, 申請地を下限面積の別段面積の特例区域として指定することに決定します。</p> <p>次に日程第7, 議案第63号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の7ページ, 参考資料の11ページをご覧ください。</p> <p>申請地は, 竹原町字南大ノ城4705番地の1筆, 地目は畑, 面積は866㎡です。</p> <p>申請地は, 災害等により農地としての利用が困難になっているため, 地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>

議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原小学校から北東に約 500m 付近にあります。 現地確認時、被災しており、耕作困難な状態になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ、参考資料の 12 ページをご覧ください。 申請地は、高崎町字奥深川 1928 番の 1 筆、地目は畑、面積は 2,234 m ² です。 申請地は、亡父が譲り受けたものの管理ができず、現在山林状態となっており、地目変更登記を行うために申請されたものです。 当該農地は農振農用地ですが、昭和 61 年の圃場整備完了後 30 年以上経過した農地であり、山林化し耕作不可能な状態になっているため、非農証明することが可能な案件です。 非農地証明が決定された場合には、現在見直しを行っている竹原農業振興地域整備計画の変更に合わせて農振整備計画から除外する手続きを行います。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、ピースリーホーム バンブー総合公園から南に約 750m 付近にあります。 現地確認時、山林状態になっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第 8、議案第 64 号「農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 8 ページ、参考資料の 13～15 ページをご覧ください。 このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備を設置する場合において、転用事業者から隣接農地所有者、その耕作者、農業用水路等管理者及び近隣住民への事業内容等の説明を確実に行わせるとともに周辺農地の営農活動に支障がないよう周辺地域と調和のとれた事業とすることを目的として作成しております。

	<p>事業者には、次のことを実施するよう定めています。</p> <p>(1) 隣接地所有者等に対して、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射等による周辺の環境への影響が無い旨説明する書類等を示して十分な説明をすること。</p> <p>(2) 地表面に防草シート等の施工をする場合には、農地転用申請地から公共用水路までの排水路を設けること。</p> <p>(3) 農地転用申請地周辺の農業用水路及び農道等の関係者に協力し、環境美化に努めること。</p> <p>農業用水路管理者を含む隣接農地所有者等に対して説明が十分に行われたことを証明するものとして、様式第 1 号「太陽光発電設備の設置に係る同意書」を求めるとともに、説明を実施した農地、住民を地図上で分かるように示してもらいます。また、説明をしたが同意をもらえなかった場合及び何度も訪問しても不在のため、事業内容を記載した文書を差し置きした場合には、その内容を別紙に記載し示してもらおうとともに、差し置き文書を提出してもらいます。</p> <p>ただし、本ガイドラインの目的が事前に隣接地所有者等に十分な事業説明を行わせトラブルを未然に防ぐことを目的としているため、同意をもらえないということのみで農地転用を不許可にするものではありません。</p> <p>しかしながら、水路の適正管理が守れないなど周辺農地の営農活動に支障が出るおそれがある場合などは許可ができないものと考えます。</p> <p>本総会で承認いただいた場合には、2月の総会の審議事項にあたる令和4年2月11日以降に提出された許可申請から適用することとし、事前にホームページ等で啓発を行います。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
石本委員	太陽光に転用されて、農地が農家の手から離れると隣接する水路の管理を残された農家で行わざるを得ず負担が大きい。このガイドラインに基づいて、隣接地所有者等に対して事前に事業説明を行うとともに、水路管理者とは水路の適正管理について事前協議をするよう徹底してほしい。
石本委員	「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本ガイドラインを決定いたします。 次に日程第9、報告第17号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局長	議案の9ページ、参考資料の16～25ページをご覧ください。 令和3年11月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は8件、筆数は田60筆、畑71筆の計131筆、面積は計37,919.74㎡の届出がありました。

	詳細につきましては参考資料の 16～25 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第 10 報告第 18 号「農地法第 4 条の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 10 ページ，参考資料の 26 ページをご覧ください。 令和 3 年 11 月に農業委員会に農業用施設の届出のあった件数， 内容，面積について報告いたします。 件数は 1 件，内容は作業効率の向上に資するために畦畔の撤去し，2 筆を一 体的に利用するもので，面積は 1,209 m ² です。 詳細につきましては参考資料の 26 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしま した。 引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	8 月から 9 月にかけて皆様に担当の各地域の農地をパトロールしていただ き，農地の荒廃具合を地図にて確認していただいた農地利用状況調査の結果を もとに，荒廃農地の所有者に対して農地の利用意向を確認する農地利用意向調 査書を既に送付しております。ご対応が必要な際にはご協力をお願いいたしま す。
議 長	以上をもちまして，令和 3 年第 12 回竹原市農業委員会総会を閉会いたしま す。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和 3 年 12 月 27 日

議 長 祐本 征武

署名委員 渡橋 昭二郎